2026年度　川崎市国際交流協会 外国人留学生修学奨励金

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 対象(抜粋)：「留学」の在留資格を有する者 川崎市に住民登録をし居住している者 生田キャンパス（川崎市内の大学）に通学している者
推薦者数	**上限なし** （ただし学内選考の上、推薦順位を決定し、財団に推薦します。）
学内締切 **（厳守）**	**2026年4月30日（木）17：00** 事務室への提出（郵送不可）を上記期限までに行ってください。 ※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。
提出書類	以下の**3点の書類を提出**してください。 (1) 申請書 (第1号様式) (2) 推薦書 (第3号様式) ※記入した指導教員の氏名および所属を推薦理由の欄に明記してください。 (3) 在留カードの写し ※裏面に記載事項がなくても、表と裏の両面のコピーを提出してください。 **【学内選考の結果、財団への推薦が決定した場合に提出する書類】** (4) 居住確認書 (第2号様式) ※「居住確認書」の作成については、自身が不動産を契約した不動産会社に作成を依頼してください。 (5) 受取り口座(銀行口座) (第4号様式) ※横浜銀行の口座で受け取ることが指定されています。 横浜銀行の口座を持っていない場合は作成しておいてください。 **提出期日などは、学内選考通過者に案内しますので、速やかに提出できるように準備してください。**
提出先	**国際教育事務室(駿河台/和泉/生田)**または **中野教育研究支援事務室**
注意事項	(1) 応募に際しては必ず、財団の「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 志願者本人以外が、代理で応募書類を提出することは認めません。 (4) 一度提出された書類は返却しません。 (5) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。 (6) 不明な点がある場合には、国際教育事務室（isupport@meiji.ac.jp）へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。 (7) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。
個人情報の取り扱いについて	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	〒101-8301　東京都千代田区神田駿河台1-1　明治大学　国際教育事務室 財団奨学金担当（03-3296-4488）isupport@meiji.ac.jp

公益財団法人川崎市国際交流協会
外国人留学生修学奨励金支給要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、公益財団法人川崎市国際交流協会が川崎市に在住する外国人留学生に対し修学奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、経済的負担を軽減することによって修学環境の向上を図り、もって「地域の国際化」に貢献する留学生の育成に寄与することを目的とする。

（支給対象）

第２条　奨励金の支給を受けることができる留学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に規定する「留学」の在留資格を有する者

(2)住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の規定により本市に登録し、現に居住している者

(3) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学する者

(4) 川崎市内の大学等に在学する者

(5) 国費外国人留学生制度実施要綱（昭和２９年３月３１日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生に該当しない者

(6) 学業、人物ともに優秀で、大学等から推薦を得られる者

(7) 地域の国際化、特に川崎市の国際交流活動に参加または協力のできる者

（奨励金の支給額等）

第３条　奨励金の額は、６ヶ月毎に５０，０００円とし、年額１００，０００円とする。

２　奨励金の支給対象者数は、毎年度予算の範囲内で定めるものとする。

（支給対象期間）

第４条　奨励金の支給対象とする期間は、原則として毎年４月から翌年３月までの１年間とする。

（申　請）

第５条　奨励金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を在学する大学等の長（以下「学長等」という。）を経由し、公益財団法人川崎市国際交流協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 修学奨励金支給申請書（第１号様式）

(2) 居住確認書（第２号様式）

(3) 受け取り口座（第４号様式）

２　学長等は、前項の書類に推薦書（第３号様式）を添付し、会長に提出するものとする。

（支給の決定）
第６条　会長は、前条の申請があったときは、審査委員会を開催し、受給資格の有無を審査のうえ奨励金の支給の可否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

（支給の時期）
第７条　奨励金の支給決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）に対する奨励金は、４月から９月までの６ヶ月分を９月末日までに、１０月から翌年３月までの６ヶ月分を同年３月末日までにそれぞれ支給する。
２　予算執行及び事業遂行上止むを得ないときは、別に定める日に支給することができる。

（使　途）
第８条　奨励金は、受給者の修学環境の向上のために使用しなければならない。

（川崎市親善留学生の委嘱）
第９条　受給者を川崎市親善留学生として委嘱する。
２　川崎市親善留学生として委嘱を受けた受給者は、川崎市民と交流し、川崎市との懸け橋となるよう、国際交流活動に参加するものとする。

（報告書の提出）
第 10 条　受給者は、当該年度の３月までに、修学奨励金の活用等について所定の様式により、会長へ報告するものとする。

（届　出）
第 11 条　受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を会長及び学長等に届け出なければならない。
(1) 居住地を変更するとき
(2) 休学、転学又は退学をするとき
(3) 奨励金の支給を辞退するとき
(4) その他申請書の記載事項に変更が生じたとき

（報　告）
第 12 条　学長等は、受給者から前条の届け出がされた場合は遅滞なく会長に報告しなければならない。

（支給の中止）
第 13 条　会長は、受給者が第２条の支給対象となる資格を失った時及び第 11 条の届け出がされた場合は、奨励金の支給を中止できるものとする。
２　次のいずれかに該当する場合、奨励金の支給を中止できるものとする。
(1) 受給生が支給説明会に参加できなかった場合
(2) 川崎市親善留学生としての国際交流活動に参加できなかった場合
(3) 期日までに報告書が提出されなかった場合

（奨励金の返還）
第 14 条　受給者が、偽りその他不正の行為により奨励金を受給したときは、会長はその者から奨励金を返還させることができる。

（委　任）
第 15 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は，平成１３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月８日から施行する。